

●香川県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年3月13日から同年4月2日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松王越坂出線（16号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市王越町乃生字西鼻2231 番地先から 坂出市王越町乃生字西鼻2188 番地先まで	27.6~36.0	860	令和8年1月20日付け香川県告示第12号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和8年3月13日